



狛江市地発第 000905 号
令和 2 年 2 月 28 日

狛江市監査委員

東海林 和彦 様

同

石川 和広 様

狛江市長

松原 俊雄



財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年 12 月 26 日付け監査委発第 000066 号により、財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（地域活性課）

1 助成金の支払い等について

地域センター自主運営に関する協定書第4条（助成金）第3項及び第4項、第5条（事業、経費の報告及び精算）第1項及び第2項について、助成金の支払い及び精算と報告の提出等が実際の取り扱いと相違する点が見受けられることから、適正な運用ができるよう改善するようお願いする。

講じた措置

各地域センターの総会は5月に開催され、総会時に前年度決算及び本年度予算が確定することから、協定書の内容と相違する点がありました。助成金支払い前に地域センター予算案を市に提出し、総会で決算が確定後に前年度助成金の精算をするよう適正な運用を図るとともに、協定書の内容も見直してまいります。

2 繰越金について

平成29年度及び平成30年度地域センター運営協議会決算を確認すると、岩戸地域センター、南部地域センターとも次年度繰越金が発生している。説明では突発的な修繕等に充当するという考えで運用しているとのことであるが、地域センター運営協議会事業の予算のあり方、繰越金の扱いについて整理を行っていただきたい。

講じた措置

これまで地域センター運営協議会助成金については、会計年度が切り替わる際に人件費について精算をしていましたが、物件費や活動費については精算をせず、繰越金が発生していました。各運営協議会とも協議の上、繰越金の考え方を整理してまいります。

3 施設使用料の納入について

自動券売機で収納した施設使用料については、地方自治法第243条、同施行令第158条及び狛江市会計事務規則第34条、第35条の規定に基づき、毎月、地域センター運営協議会事務局職員により収納されている。市として自動券売機のジャーナルの

金額確認を目視により行っているとのことだが、公金の収納であることから、収納状況の記録として帳票等の写しをチェックし保存するなど、責任の所在を明確にし、なお一層の公金の適切な管理を行っていただきたい。

講じた措置

地域センター運営協議会事務局職員が公金を収納する際は、精算時に発行される自動券売機のジャーナルの写しを市に提出し、調定業務の際に添付するように改善いたしました。また、ジャーナルの写しは市で一定期間保存いたします。

4 地域センター備品について

各地域センターに設置されている市所有の備品については、台帳管理のもと年1回程度、地域活性課職員が確認を行っているとのことであるが、地域センターには備品台帳が設置されておらず、また、地域センターが購入した備品については台帳の整備がされていないことから、財産の適切な管理を行っていただきたい。

講じた措置

各地域センターに再度備品を確認の上、備品台帳を整備するよう依頼いたしました。公共の財産である認識を持ち、適切な管理を行ってまいります。

5 地域センター会則等について

各地域センター運営協議会において、会則や基準等が制定されているが、今回、その内容の一部不備等が見受けられたことから、地域センター運営協議会については内容の見直しを行うとともに、地域活性課においても見直しに対し、協力、助言等していただきたい。

講じた措置

会則等に不備のあった地域センターについては、内容の見直しを行うための準備を進めています。その他の地域センター運営協議会においても、地域活性課でも条文の確認を行い、各運営協議会にも今一度内容の精査を行うよう依頼いたしました。